奈 警 協 発 第９４号

令和 ６年 ２月２８日

各　位

（一社）奈良県警備業協会

会　長　　若 原　邦 弘

時間外・休日労働に関する協定（36協定）

届作成のチェックポイントについて

謹　啓

　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年４月に施行された改正労働基準法で「36協定で定める時間外労働の上限規制」が見直されましたが、「工作物の建設の事業に関連する警備の事業（当該事業において労働者に交通誘導警備の業務を行わせる場合に限る。）」は、建設事業等と同様に特例的な取扱いが認められ、上限規制の適用が５年間猶予されていました。

2024年４月１日からは、５年間の猶予期間が終了するため、交通誘導警備業務を行う警備員においても、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、特別の事情がなければ、これを超えることができなくなります。

これに伴い、36協定届の様式が変更されることから、厚生労働省において「時間外・休日労働に関する協定（36協定）届作成のチェックポイント」（別添）が公表されております。（URL：[001702140.pdf (mhlw.go.jp)](https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/content/contents/001702140.pdf)）

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ですが、交通誘導警備業務を実施している会員にありましては、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

謹　白